◎新潟県告示第284号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年３月17日

新潟県知事　　米　山　　隆　一

１　路　線　名　　県道　　上町屋釜沢糸魚川線

２　供用開始の区間

糸魚川市大字上野字十二沢1088番４から同市大字上野字上前田977番１まで

３　供用開始の期日　　平成29年３月17日